事業計画作成で、優遇税制や金融支援等が受けられる!

経営力向上計画 策定支援サービス

〈経営力向上計画とは?〉

中小企業・小規模事業者等は、業種の特性を踏まえつつ、顧客データの分析を通じた商品・サービスの見直し、IT を活用した財務管理の高度化、人材育成、設備投資等により経営力を向上して実施する事業計画(「経営力向上計画」)について、国の認定を得ることができます。

経営のパスポートを ご存じですか?

経営力向上計画の3大メリット!



メリットュ 優遇税制の活用

↑ 令和5年 3月末 まで延長

即時償却·税額控除 適用 (中小企業経営強化税制)

経営力向上計画に基づき、一定 の設備を取得し、指定事業として 導入した場合、即時償却または 税額控除を適用できます。

強化税制は<u>テレワーク等</u>のための 設備投資促進のため、<u>C類型が</u> 拡充されました。(令和2年4月)

※ 1,500万円の設備投資の場合、 取得価額1,500万円全額を損金 算入、または最大150万円(取得 価額の10%)を法人税・所得税 から控除できます。

再編・統合等(M&A) に係る税負担の軽減

M&Aの際に発生する登録免許 税・不動産取得税が軽減されま す。(所有権移転の登記方法に より税率が異なります)

※ 合併による不動産の所有権移転の 登記の場合、通常0.4%⇒経営力 向上計画認定0.2%に軽減

所得拡大促進税制で 控除額増加

従業員の給与を前年度より増加させた場合、<u>最大で増加額の</u>25%を法人税から控除できます。

※ 役員等に支払った給与等は計算に含 みません。



メリット2

資金調達の活用

日本政策金融公庫による低利融資

新事業活動促進資金を受けることで、政策公庫が掲げる基準金利に対し、<u>0.9%の設備資金の融資</u>を受けることができます。

※ 融資を受けられない場合もあります。

メリット3

補助金の優先採択

各種補助金の 加点・優先採択

事業承継補助金・小規模事業者持続化補助金など審査時に加点を受けることができます。

※ 補助金によっては事前認定取得が 必要なケースもあります。 裏面のアンケートを 回答いただくと、 適用できる内容を 担当者が確認します



<お申し込みはこちらまで FAX:079-429-6624>

佐園達哉税理士事務所 〒675-0017 加古川市野口町良野242番1の3オフィス松風101号室

アンケート			
● 貴社の資本	貴社の資本金を教えてください。		千円)
● 決算月を教えてください。		(月)
● 直近期末の売上を教えてください。		(千円)
● 従業員数を	き教えてください。	(名)
事業内容を教えてください。 ((例) 自動車付属部品の製造			
● 貴社が今後5年間で、取り組んでいきたい事項にチェックしてください。 また具体案があれば、内容についても教えてください。			
□ 従業員教育の強化 ()			
(例) ジョブローテーションの導入により、職員の多能工化の推進を図る設備・ITの導入			
(例) クラウド会計ソフトの導入により、経理の負担軽減を図る			
□ 費用管理の徹底()			
(例) 生産管理のシステムを導入し、生産管理・費用管理を行っていく ご記入いただきました企業情報は当事務所にて厳重に管理し、本件以外の目的では使用いたしません。			
経営力向上計画の策定は当事務所へお任せください			
初回相談	無料	着手金	3万円(税別)
認定報酬	5万円(税別) ※認定取得できなかった場合は上記料金はいただきません。	備考	料金の支払いは計画が認定された後に 一括でお支払いいただきます。
法人名		ご連絡先	
ご担当者名		業種	
住所	₹		
ご要望	□ 認定申請を依頼したい □ 認定申請について詳しく聞きたい		

くお申し込みはこちらまで FAX: 079-429-6624> 佐園達哉税理士事務所 〒675-0017 加古川市野口町良野242番1の3オフィス松風101号室